

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の所内常設直流電源設備（第3系統目）に係る設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）」【1】

2. 日時：令和5年8月3日（木） 15時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官、坂本安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、田邊係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループ マネジャー 他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画変更認可申請補足説明資料（抜粋）

・資料2 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画変更認可申請基本設計方針他の新旧比較について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから、関西電力株式会社の美浜発電所、高浜発電所大飯発電所の
0:00:08	火災感知器バックフィットこれ第3電源設備に係る申請ですね、のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願いします。
0:00:17	本件初回の申請受理してから初回のヒアリングになりますので、まずは関西電力の方から簡単に結構ですね、概略の説明だけお願いしてもよろしいですか。
0:00:29	はい。関西電力の小森でございます。
0:00:32	今回ですね、7月18日に弊社7プラントの感知器バックフィットの編入を第3バッテリーを上げさせていただきました。
0:00:42	まず、初回のヒアリングでございますので、概要をですね、弊社吉沢の方から説明したいと思います。
0:00:55	はい。関西電力吉澤でございます。本日の資料2でですね、基本設計方針等固い防護に関する説明書の変更点。
0:01:06	これを明記した資料を用意してございます。これについて説明させていただきますけども、まず概要についてですね、補足説明資料の1-1と1-2、
0:01:19	を用いまして、簡単に説明させていただきます。
0:01:26	まず補足説明資料の1-1ですけども、1ページ目、右下1ページ目になりますけども、1-1申請範囲についてと、
0:01:37	いうところに書いてございます。火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画では、火災防護設備の基本設計方針を1の1項、
0:01:48	1.1項の設計基準対象施設及び重大事故等対象を施設デービー及びSAへと、1.2項、これ特定重大事故等対処施設特重に分けて、
0:02:02	別々にこれまで申請さしていただいて、認可を終えていると、こういった状況でございます。ただ今回申請している所内常設直流電源設備3系統名、
0:02:15	第3バッテリーといいますけども、及びその電路については、SA設備に該当するものの設備の設置場所が、原子炉補助建屋から特重建屋に跨ると。
0:02:26	ということもあまして、前の申請の時には、この設備の設置範囲を除くということで火災感知器バックフィットの申請をさせていただいておりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	今回、この第3バッテリー以外の設計、あと特重建屋の設計、両方とも認可になったと、いうことを受けまして、改めてこの第3バッテリーの
0:02:53	設置している火災区域区画について、どうせ同じ設計で、感知器を設置するということで申請を出さしてもらっております。
0:03:06	下の方にですね図書いてますけども、原子炉格納容器、あと原子炉補助建屋等というところ、これが第3バッテリー以外の
0:03:17	DBSA設備を設置する火災区域区画ということで、緑色では確認しておりますけども、これについて、一旦申請を出させていただいて、認可を受けていると。
0:03:31	その右の方いきまして、青色で囲っている部分ですね、これが特重施設を設置する火災区域区画ということになっておりまして、
0:03:42	今回申請しておりますのは、この赤で囲っております部分、これ青色の区画から緑色の各区画までですね。
0:03:53	跨って設置されている衛生設備の設置されている範囲になりますけども、ここについて改めて申請をさせていただいたということでございます。
0:04:07	この
0:04:09	火災区域区画の換地設計につきましては、緑色の枠と重なる部分については、その設計と同じ設計になりますし、青色と重なる部分については、
0:04:23	まず青色の、
0:04:28	申請の設計、これと同じ設計になるというところで、これまで審査いただいた内容と同じ設計ということになります。
0:04:39	次のページ、2ページ目いきまして、1-2、本設計及び工事計画変更認可申請の概要ということですけども、
0:04:49	今回、この申請にあたってどういう申請をしているかといいますと、まずデービーSA設備として、火災防護上重要な機器等、または重大事故等対処施設のうち、
0:05:04	所内常設直流電源設備3系統名及びその電路のみを設置する場所ですね、これを追加すると、デービーSA、
0:05:16	施設のを設置する火災区域区画に、特重側になりますけども、その火災区域区画を組み込むと。
0:05:26	ということで、申請させていただいております。あとその組み込んだ後の設計については、すでに認可いただいた設計と同じ設計を適用するという内容でございます。
0:05:39	ポンチ絵で表しますと3ページ目いきまして、基本設計方針、ちっちゃく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:47	付けておりますけども、左側の緑枠で囲っている部分、これが変更前の記載になってまして、
0:05:57	緑枠の部分は、aポツというふうにしてましてデービーSA施設で、第3バッテリーを除く、火災区域区画、
0:06:08	というところと、あとその下へ行きまして赤色で枠囲っている部分ですけども、情景ポツを除く火災区域区画ということで第3バッテリーの
0:06:20	A区域区画につきましてはこれまでは、Bポツの部分で、設計を変えていたと。この赤枠のBポツ部分は葛西菅。
0:06:30	木野バックフィット前の設計を記載している内容になってましたんで、これをですね、今回、aポツとbポツの内容を等、
0:06:44	内容統合するとか、ポツに、bポツを組み込むという形で一つにまとめまして、右側の青色の枠、
0:06:54	の新たな
0:06:57	設計といいますか、内容はもともとのポツと同じなんですけども、第3バッテリーも含めた設計という形で変更後に、
0:07:07	記載させていただいたと。そういう形にしてございます。あと下の方、第1-2-2図というのがありますけども、ここは火災受信機盤の
0:07:20	設計について記載ありまして、火災感知設備の設計上の考慮というところに書いてございますけども、もともと原子炉格納容器原子炉補助建屋、
0:07:34	の火災監視につきましては、中央制御室で監視ということで書いておりましたけども、その後、特重施設の
0:07:45	申請の時に、中央制御室と、特重建屋側の監視する場所を両方でもって、互い、相互に連携する運用と。
0:07:57	ということで申請させていただきましたけども、今回第3バッテリーがそれと同じ運用になりますので、この赤を青色の枠に囲ったようにですね、
0:08:11	特重施設と同様な記載で、申請させていただいたという内容でございます。
0:08:20	次の4ページ目いきまして、その他、本文で何を変えているかといいますと、(2)の部分ですけども、適用基準適用規格、
0:08:32	ですが、DBSAについてはまず、34の、
0:08:37	郷参与が先行プラントとして、認可いただいて、その後後続のM3と高浜1から4号、認可いただきましたけども、
0:08:48	後続の申請の時にですね、火災防護に係る審査基準、令和2年3月31日改正。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:57	これを追加しておりましたので、これを山陽の時には入れてなかったということで、今回のこの辺に合わせて盛り込んで
0:09:07	でいるという内容でございます。
0:09:11	これ以外、とりわけ内容として変更したものはございます
0:09:17	(3)で添付資料の変更についてと書いておりますけども、基本的に先ほど申した基本設計方針の変更内容に沿って、
0:09:27	添付資料についても見直しているという内容になります。
0:09:33	また、の、第2段段落目ですけども、所内常設直流電源設備3系統目及びその電路を設置する火災区域または火災区画の火災感知設定。
0:09:46	統合をしておりますが、火災防護に関する説明書、あと健全性に関する説明書、
0:09:54	あと耐震性に関する説明書を火災防護の耐震性に関する説明書について、新たな場所といたしますか。
0:10:04	第3バッテリーのみを設置している、特重建屋側の場所の換地設計の記載を追加してございます。こうすることでDBSAとして、
0:10:17	第3バッテリーを除く場所と、第3バッテリーを設置している場所、これを区別することなくですね、同じ記載で統一的な
0:10:27	設計を記載していると、ということになります。
0:10:32	阿藤最後のなおの部分書いておりますけども、品質マネジメントシステムに関する説明書につきましては、今回組織改正しておりますので、
0:10:42	その内容を反映して、今回添付させていただいております。
0:10:48	概要は、ざっくりこういった中身になりますけども、
0:10:53	具体的に変更した箇所ですね、資料2に沿って、一通り説明させていただきたいと思います。
0:11:03	資料2で最初基本設計方針の変更箇所をマーキングしたものを付けております。
0:11:11	ここですね、
0:11:16	まず7ページ目ですね。
0:11:19	ちょっと見ていただきますと、変更前、6月22日に認可版とありますけども、可燃物という文言がありました。
0:11:29	これを今回の変更認可申請では可燃性物質というふう書き換えております。これは火災本を審査基準、
0:11:39	の用語に合わせてですね、用語の使い方を適正化したということで文言を適正化しております。
0:11:49	次の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	9 ページですね、9 ページも同じでして、こういった可燃物を可燃性物質に変えるというのが、11 ページも 12 ページも、
0:12:00	そうなんですけど何ヶ所かありまして、
0:12:03	すべてその変更になってございます。
0:12:07	今回第 3 バッテリーに関する変更。
0:12:10	部分ですけども、27 ページ。
0:12:14	の 1.1. 2、火災の感知及び消火の部分以降になります。
0:12:21	で、この 27 ページの一番下ただしというところを記載ありまして、廃樹脂タンク廃樹脂貯蔵タンクまたは廃樹脂供給タンクを設置する火災区画は、
0:12:33	コンクリート液で囲まれておりタンクは金属製であること。
0:12:37	変更前はですね、タンク内に貯蔵する樹脂は水につかっていること、及び可燃物を置かず発火元がない設計とすることからと。
0:12:47	いう記載があったんですけども、この記載について、水につかっていると、ということで、発火しないというのは、
0:12:59	水使っているというのはどっちかという発火した後に、広がりにくいというところの意味合いが強いということで、火災が発生する恐れはない理由としては、
0:13:13	コンクリートで囲まれておりタンクは金属製であること及び可燃性物質を置かない設計とすることからと、こういった理由で記載しております。
0:13:23	これ特重施設のバックフィット審査で、
0:13:29	気づき事項として、あった部分を反映した内容になってございます。
0:13:35	そのあと、
0:13:37	別に可燃性物質を置かない運用については、これは用語の適正化になります。
0:13:42	28 ページ、一番下の方いきまして、aポツというところがありますけども、これは第 3 バッテリーの設計を、
0:13:53	bポツ 2 の部分をこのポツに組み込むにあたってですね、段落、ポツという部分がいらなく、
0:14:04	ええ。
0:14:05	括弧から変更前は始まるような形になるんですけども、変更後は、改めてこのもともと括弧Aだった部分をAポツに繰り上げてですね、
0:14:17	記載を統合したものをつけているという内容になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	あとこの使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器というところにつきましては、使用可能なというよりは、使用条件に適したという、
0:14:36	方が適切ということで、これも特重側の審査の反映で修正してございます。
0:14:45	次、31 ページの一番下の行ですけども、感知器等の組み合わせについては、
0:14:54	設置場所ごとに予想される火災の性質及び環境条件を考慮しとなっていた部分につ
0:15:01	きて、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から、設置場所ごとに予想される火災の性質及び環境条件を考慮しと。
0:15:13	いうことで、組み合わせにあたっては上記の前段の記載に基づいて、選定した感知器の中から組み合わせを、
0:15:27	考慮するというのでこれ記載の充実ということで修正しております。これにつきましても特重側の審査で充実した対応を反映した内容になってございます。
0:15:42	で、その下間、火災感知設備の設置方法ですけども、これは括弧BだったのをBポツに繰り上げてまして、上記のポツ、
0:15:53	火災感知器の選定誤作動の防止及び及び組み合わせにて選択するというので修正してます。
0:16:02	あと、ポツで検討したというのを追加しておりますが、これもポツの方で、5 作動防止の設計について検討した内容を、
0:16:14	実際に設置するにあたって、
0:16:18	対策として講じるという流れになりますんで、その流れがわかるように、aポツで検討した誤作動を防止するための方策を講じる設計とすると。
0:16:28	いうことで、設置方法の方に記載しております。
0:16:31	これも特重施設の審査の反映になってございます。
0:16:36	その下、以下の 1 から 3 に掲げる方法についても適用する設計とするというところで、1 ポツの火災区域の面積が小さくというくだりの部分ですけども、
0:16:50	間感知器の設置を行わない方法という、そういった記載ぶりにしてたんですが、そうではなくて、隣接火災感知区域に感知器がある場合に一定面積の範囲を限度に、
0:17:05	隣接するそれらを同一感知区域として、感知器を設置する方法ということで、隣接するウークイ感知区域、これをまとめ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:16	メールという部分、これは工事基準書に沿った対応になりますけども、こういった記載の適正化と、
0:17:27	いったことで、修正しております。
0:17:30	これも前段の先行の認可実績を踏まえた反映になってございます。
0:17:37	34 ページで、
0:17:40	家財区画において感知器等適切な場所に設置することによりという部分。
0:17:46	について、これ設置基準、
0:17:51	同等水準で感知できるよう設置する設計の部分ですけども、火災区域または火災区画における空気の流れ等を考慮し、
0:18:01	感知器等を適切な場所に設置するというところで、考慮事項をつい、
0:18:07	追加することで、何が適切かという中身がわかるように、充実してございます。
0:18:15	最後その下の方にまた以降、消しておりますが、これは屋外の中でもです、屋内に準ずる場所として、
0:18:26	トレンチであるとか、タンクとかそういった記載を、基本設計方針に書いてたんですけども、あくまで屋外は屋外だと。
0:18:37	ということで屋内に準ずる設置。
0:18:40	場所の設計は、この本文では、書かずにですね、火災防護に関する説明書で具体的に書くというふうに、
0:18:51	資料を構成を見直しております。
0:18:57	次の 35 ページに行きましてカッコCを、Cポツとを繰り上げて、火災受信機盤の設計について、
0:19:07	内容を充実しております。
0:19:10	変更前はですね中央制御室において常時監視できる設計とするという記載であったものを、特重側の監視場所も、
0:19:20	追加する形で記載しておりまして、この記載については、特重側の審査実績を踏まえて、同様の内容で記載させていただいたと。
0:19:36	でその下の部分ですね、火災防護上重要な機器等または重大事故等対処施設を設置する火災区域または火災区画の火災の感知を可能とするため、
0:19:48	中央西予通及び●●(非公開情報)に設置する火災受信機盤には、非常用電源であるディーゼル発電機または代替電源である、非常用、
0:20:01	までにですね、から電力が供給開始されるまでということで、これはどこの設備に対して、非常用電源から供給可能とするかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	いうことを明確にするという意味も、
0:20:16	含めて、
0:20:17	記載を修正しております。これもアノと、特重側の審査実績を反映した内容になってございます。
0:20:26	次の 36 ページに行きましてBポツの部分で、これはもともと、
0:20:32	変更前は第 3 バッテリーを設置する場所の設計を、ずっと書いていたんですけども、今回ポツのて、設計に統合したということで、これはすべて削除と。
0:20:45	ということになります。
0:20:49	当変更した箇所としては、
0:20:54	49 ページになります。
0:20:58	49 ページはですね、火災原因に対する対策を考慮した系統分離対策という部分になるんですけども、
0:21:10	これ 5 月に認可いただきました火災防護対象ケーブルの系統分離の対策で、移動は、の設計、
0:21:20	ハラの設定について、運用も考慮した対策ということで追加してますけども、これをですね、章立ての変更に、
0:21:32	に合わせると、
0:21:35	括弧Aとか括弧Bとかいうふうに、ドーハの対策だったものが括弧Bの対策になるというところで、これまで認可を受けた後の検査等でもですねこの移動ハード対策と、
0:21:51	ということで、発電所でも、
0:21:54	馴染みのある設計、
0:21:56	の呼び方というふうになっておりますんで、これについては、火災防護を対象ケーブルのA系とぶり対策、
0:22:07	の時のイロハのの図の順番に合わせてです。
0:22:13	今回、修正させていただいたと。これは 7 プラントとも、このイロハとその下のカッコイイ(口)括弧は、この記載で、統一、
0:22:24	したいという意味もあって、修正をしております、
0:22:31	これは記載の適正化ということで、修正したいと考えて、
0:22:37	提出しております。
0:22:39	知った 54 ページにまた可燃物をかつ遠征物質と修正している場所がありますけども、
0:22:46	それ以外、
0:22:49	基本設計方針変更箇所はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:53	以上になります。
0:22:58	はい。
0:22:59	火災防護に関する説明書の
0:23:02	説明もありますけど、一旦、
0:23:11	規制庁西内です。
0:23:13	こちらからちょっと大枠では今日は事実確認になりますけども、確認事項何か規制庁が送られます。
0:23:26	はい原子力規制庁の仲野です。私の方から大枠ではありますけれども、火災の関係で確認させていただければと思います。
0:23:35	まず、感知器の選定についてなんですけれども、
0:23:39	先ほどご説明があったように基本設計方針の中で、感知器の選定については記載の適正化の部分ありましたけれども、それ以外については変更は特段ないというふうに認識しております。で、
0:23:53	それにあたってその感知器を設置するにあたって考慮する環境条件についても、特段既認可の内容から変更はないというふうに理解してますけれどもそちらの理解で間違いないでしょうか。
0:24:04	はい。関西電力吉澤でございますその理解で問題ございません。
0:24:09	原子力規制庁の仲野です。承知しました。
0:24:12	続きまして感知器の組み合わせの部分ですね。
0:24:16	感知器の組み合わせについてなんですけれども、こちら感知器を設置するにあたって考慮する環境条件に追加等が生じていないかというところを確認させていただければと思うんですけれども。
0:24:29	まずはそういったところ変更があるかどうかなんですけども変更ないでしょうか。
0:24:35	はい。関西電力吉澤でございます。この組み合わせにつきましても変更ございません。
0:24:45	原子力規制庁ナカです。ちょっとこの点については続けての確認なんですけれども、
0:25:00	はい。衛藤。
0:25:03	申請書の添付資料において、各エリアにおけるその感知器の組み合わせのリストがあったかと思うんですけれども、
0:25:12	その
0:25:12	リストの中にですね、第3電源の設置エリアっていうところが特段、個別であるわけではないかなというふうに思っているんですけれども、これは一般エリアの中に包含するように考えているということでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:30	はい関西電力吉田でございます。それではちょっと補足説明資料の 86 ページ以降にですね、
0:25:40	火災防護に関する説明書の変更。
0:25:44	ペンをマーキングしたものを付けておりますが、ここの中で、すみません補足説明資料なんですけれども、今ご説明いただいているのはですね最初に提出いただいた補足説明資料ですよ。
0:26:00	すみません。資料 2 でした。資料 2 ですか。以上の 86 ページ以降ですね。
0:26:19	84 社。
0:26:21	59 ページ以降でした。
0:26:23	59 ページから火災防護に関する説明書の変更前後を比較した。
0:26:31	阿武。
0:26:32	塩月。
0:26:34	このす。
0:26:36	火災防護に関する説明書の中の表の部分。
0:26:41	ページで言いますと、
0:26:47	83 ページ。
0:26:50	から、
0:26:51	ついている表のことを言われているかなと。
0:26:56	と思いますが、この表でですね、とりわけ第 3 バッテリーを
0:27:05	設置する区域区画、これを追加したというところはこの 83 ページ 84 ページではないんですけども、85 ページ。
0:27:16	ですね。
0:27:28	これ●●(非公開情報)ということで、これは第 3 バッテリーの電動のみが設置されている。
0:27:38	になりますけどもこれを追加した
0:27:41	特殊の建屋側、
0:27:45	ましては特に区域として出て、
0:27:49	これは一般エリアに入るからということになります。
0:27:56	原子力規制庁の仲野です。
0:27:58	今、蓄電池そのものが置かれているエリアの話が一般エリアでっていう話ありましたけれども、蓄電池自体がそのフロート充電をする時に水素発生するとかっていうことも考えられると思うんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	そういった時に引火性気体の滞留の恐れという条件が適用されるエリアにその該当しないのかどうかというところをご説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:28:25	はい。関西電力吉田でございます
0:28:28	水素の発生に対しての火災防護対策につきましては、これ第3バッテリー側の設工認でも審査いただいておりますけども、
0:28:39	基本的には機械的な換気をしていて、水素が滞留しないような考慮をしていると、あと水素検知器の設置もしていますと。
0:28:50	ということがございまして、火災感知器自体は、機械換気をしているということで、とりわけ、防爆型が要求されることはない。
0:29:01	そういった整理になってございます。具体的な設計につきましては、また別途説明させていただきたいと思っております。
0:29:15	原子力規制庁の仲野です。具体的な設計は今後のヒアリングでということですが、
0:29:21	機械的な排気だったりとかってということで空気の換気に対応しているということで承知しました。
0:29:28	続きまして監視機能今ちょっとお話もありましたけども組合、ちょっと関係しますけれども、火災感知器の組み合わせとあと設置についてなんですけれども、
0:29:40	今回選定した火災感知器の中から火災感知器の組み合わせ、
0:29:46	設置するにあたっての考慮する環境条件に追加等の変更等が生じていないかどうかというところまずお伺いしてよろしいでしょうか。
0:29:59	はい。関西電力吉澤でございます。
0:30:02	あと、資料2の32ページの方に、組み合わせで考慮する、環境条件として、放射線の影響、引火性気体の滞留のその影響せ、
0:30:17	次は1というのがございますけども、これについて、先ほど説明した火災防護に関する説明書の表の中でも、
0:30:27	環境条件として、記載しておりますが、新たな環境条件として追加はないという状況でございます。
0:30:39	原子力規制庁の仲野です。新たな環境条件については追加がないということで承知しました。ちなみになんですけれども、
0:30:49	今回の補足説明資料の中でもあったんですけども、
0:30:55	衛藤。
0:30:57	消防法施行規則、ごめんなさい、補足説明資料の、
0:31:01	2-3-1 ページのところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:16	こちらの中に消防法施行規則第 23 条 4 項に基づき設置する設計を基本とするというふうにあるんですけども、今回の
0:31:27	後ろのページで設計例とかも示してはいただいているんですけども、今回設置するエリアについて具体的な設置についてはすべて 23 条 4 項に基づいて設置するっていう考えで、理解してよろしいのかどうか確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:31:48	はい。関西電力吉澤でございます。
0:31:51	第 3 バッテリーを設置する場所につきましては電動でいうと、屋外のオクナ屋外で、屋内に準ずる箇所になるトレンチがありますし、
0:32:04	あと既設側の火災区画でも、一部同等水準を適用する場所もあります。
0:32:13	ただ、それにつきましてはすでに審査いただいた内容から変更はないということで、今回の申請で、
0:32:24	新たな設計を適用するような場所はないということになります。
0:32:32	原子力規制庁の仲野です。電路についてはすでに DSA 側の申請の中で、丹高殿場がある場所があったりとかってところは確認させていただいてもそこから変更ないという
0:32:45	あとは蓄電池そのものが置かれてるエリアに関してはこれはすべて消防法施行規則通りっていう認識でよろしいですか。
0:32:54	はい。関西電力吉澤でございます。蓄電池そのものと充電器盤、これは特重側の建屋にありますけどもすべて一般エリアということで、消防法施行規則通りの設計になってございます。
0:33:11	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました具体的な内容についてはまた今後のヒアリングで確認させていただければと思います。
0:33:21	続きまして、
0:33:24	火災の監視の関係ですけれども、
0:33:27	火災区域及び火災区画の監視ですけれども、火災が発生したときに、その受信機盤等によって要員が、火災の発生場所を確認して常時監視できる設計っていうことが求められていると思いますけれども、
0:33:41	これについても今回の申請においては、特段既認可の内容から変更がないという理解でよろしかったでしょうか。
0:33:48	はい。関西電力吉田でございます。DBSA 側の認可内容から見ると、今回特重側の監視場所が追加になっているというところで、
0:34:00	変更になってございますけども、すでに認可いただいた特重側の審査実績からいくと、変更はないということになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	原子力規制庁の中野です。そうですね特重側の申請の内容を反映させたという形ですよ。はい、承知しました。
0:34:19	あとは私の方からは最後なんですけれども、
0:34:23	と後作動の防止対策なんですけれども、今回申請ありましたけど特段新たな対策とかが実施されてるわけではなくて、既工事計画において講じるものとしての対策と同様に実施するっていう理解でよろしいですか。
0:34:39	はい。関西電力吉田でございますその通りでございます。
0:34:43	原子力規制庁中出承知いたしました。私からは以上です。
0:34:52	イトウ規制庁ニシウチです。
0:34:54	ちょっと赤尾のお作法的なところで確認なんですけど、
0:34:58	今夏いい系統管理のところをちょっと追記いただい、変更されてるじゃないですか。
0:35:06	これちなみに変更する必要あるんですかねっていうのが素朴な疑問で、
0:35:11	要は系統分離対策の方の、
0:35:13	基本設計方針これは変更前後っていう形で多分今回入れてもらってると思うんですけど、そうすると、今回の申請範囲として、その系統分離対策の基本設計方針の変更ということが行われている申請書になると思うんですけど、
0:35:27	実際そうじゃないですよ。
0:35:29	そういう意味でいうと多分いわゆるその許可みたいな刊本的な話ではなくてあくまで今回の工事計画としての、
0:35:38	申請ですよこの申請書ですよ。
0:35:42	今回の工事ってのは何なのかっていうと火災バックフィットですよ。
0:35:46	そういう意味でいう等、系統分離のところって必ずしも何か今回の申請で反映する必要があるのかっていうのがちょっと素朴な疑問でして。
0:35:53	関西電力吉澤でございます。ちょっとこの資料2の変更箇所の表し方、本当に変更する部分と、変更前から適正化する部分。
0:36:04	区別して書けてないんですけども、この系統分離のところのイロハに直すところは、変更前から適正化という位置付けで、
0:36:15	直してる部分でして、特に変更には該当しないと。
0:36:20	イデござい。
0:36:23	サノだから変更後に書いているわけではないってそういうことですね。
0:36:27	わかりました。
0:36:28	ちょっと一つあるのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:31	適正化をするかどうかっていうのはちょっと1個あるかなあと思っていて、
0:36:39	あれでしたっけ常に
0:36:42	こういうものって最新のものを何か反映するような感じにしてみましたっけ申請のタイミングで、
0:36:48	何か言えれば今回の話はあくまで、その機能設計方針のうちそこを変更する手続きであってっていうのもいいのかなって思ったんですけど。
0:36:57	でも何か、
0:37:01	ちょうど出てくるタイミングって、
0:37:03	ちょっと何て言うんですかね
0:37:07	これが多分認可されたらこれが一応施行ニツタ最新なんですけどそれを見たら反映されてないっていう状況になっちゃうのでそうすっとお互いはい何か誤解があるかもしれないしそういう意味では反映させる意味合いはある。
0:37:18	であろうっていうことですかね。
0:37:21	はい。関西電力吉田でございます。火災防護対象ケーブルの対策と、この感知器バックフィットの対策、これ同時に実施する定検もありまして、プラントによっては、
0:37:34	ちょっと申請書によって記号が異なると、ちょっと誤解を与える部分もあるかなと思ひまして、そこは合わせておきたいという意図で、今回こういうふうにさせていただきました。
0:37:48	はい。規制庁西内ですわかりましたちょっと今後資料とかを作る上でちょっとそこらの位置付けだけ明確になるようにしておいていただければと思います。はい。ありがとうございます。
0:38:05	私、特段現時点ではあまりないんですけど規制庁側から現時点で他に大枠ですけど確認しておきたい点ありますか。
0:38:18	はい。火災対策室のサイトウ
0:38:26	今回、第3電源ってことで蓄電池、
0:38:31	を使われてるという話で先ほども少しご説明あったかと思うんですけど、
0:38:36	蓄電池内
0:38:37	オカをきちっと明示していた。
0:38:40	説明の時に明示していただきたいんですっていうのも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:43	蓄電池いろんな種類があるんですけども、中に入ってる弁電極というよりも溶媒ですね、溶媒が何なのかによって、
0:38:55	先ほど少し確認させていただいてるような環境条件の話を、説明通りに考慮しないでいいのかどうかというものの確認をしなければいけないので、特に電源の部分、
0:39:08	鉛蓄電池であるのであればもう鉛蓄電池とはっきりと言って欲しいと思ってますんでそうでない、例えばリチウムイオン電池とかになると、なんでそれでいいですかみたいな話になったりするんでちょっとそこら辺をまず一つ明示していく。
0:39:21	いただきたいというのが、今後の説明で、
0:39:24	明示していただきたいんです。まずそこはよろしいでしょうか。
0:39:28	はい。関西電力吉田でございます。この第3番手につきましては、制御弁式の鉛蓄電池なり、なるんですけども、次回のヒアリングで、資料化して、改めて説明させていただきます。
0:39:44	はい。まずよさ
0:39:46	よろしくお願いいたします。あともう1点なんですけど、資料の
0:39:51	2かな、2の先ほど85ページの追加でいただいている、
0:39:59	表なんですけど、
0:40:08	いや、あと、また今後詳細に説明していただく時にちょっとお願いしたいのが、ここの表の中に屋外っていう言葉が入ってるんで、
0:40:20	この屋外っていうのがどういう状況になっているのかと。
0:40:24	ということですねわかるように、ご説明をいただきたいんですというのを
0:40:33	要は、対象エリアのところとの
0:40:38	関係で、湿度化水分量とか湿度をどういうふうに見ればいいのかというのをですね、ちょっと
0:40:47	わかるように、
0:40:49	しておきたいなっていうのもちょっとありますんで、すいません屋外って書いてあるので、そうした
0:40:56	環境条件というよりかは何ていうんですかね設置場所の状況がわかるように例えば写真つけていただくとか、あとそういう何て言うんですかね図面とか、
0:41:07	こういう状況で屋外になっていますみたいなところをですね、すいませんが、教えていただければと思います。よろしいでしょうか。
0:41:17	はい。関西電力吉澤でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	この屋外屋内に準ずる場所として、屋外というふうに記載させていただいてますけども、ちょっとどういった雰囲気のところかというのが、
0:41:32	わかるようにですね、写真等も用意して、次回、ヒアリングで説明させていただきます。
0:41:39	よろしく願いいたします私からは以上です。
0:41:47	規制庁西内です。ちなみになんですけど、今話をしている屋外の場所ってというのは、これあれですよね 1 回特重の申請の、
0:41:57	ナカday説明されている区域区画って理解でよかったよ新しいものを新しい場所は、今回だから第 3 年限まさに第 3 電源そのものを設置する場所。
0:42:08	部屋間区画って言えばいいかな。そこだけが今までのバックフィットの中で見ていない場所。
0:42:16	理解でやってましたっけそれ以外の部分が一部あるんですけど。関西電力吉田でございます。
0:42:23	第 3 バッテリーを設置する場所は、すべてこれまで審査いただいた中に含まれております。
0:42:31	規制庁西内です。電路側はなんとなくそういうイメージで見てたんすけど、第 3 電源自体もそうでしたっけ。
0:42:38	はい。
0:42:39	その通りでございます。
0:42:41	規制庁西内ですわかりました。ちょっとすみません若干自分の記憶があればあったんでもう 1 回の資料見越しておきますけどそういう意味ではだから今回、新しい場所はもうないって理解でいいんですけど。
0:42:52	関西電力吉田です。その理解で問題ございます。はい。規制庁西内ですわかりましたそういう意味ではさっき齋藤室長ヤノナカノの方からも今後ちょっと具体的な話を確認するって話ありましたけど、
0:43:05	そういう意味ではすでに負担もっている資料の中にも多分もう十分あると思うので、そういったものを含めた上で、
0:43:11	ちょっと追加で今後ヒアリングで確認させていただければいいかなと思ってます。
0:43:19	すいませんちなみにそのどの 7 プラント滑って、今回始めて、説明をいただく場所は特にないってそういう理解でよかったんですね。はい。関西電力吉澤でございます。
0:43:32	その理解で問題ございません。
0:43:35	はい、規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:39	他に規制庁が何かありますか。
0:43:47	原子力規制庁の仲野です衛藤西内から話があった、第3電源自体を置くエリアの
0:43:54	話なんですけども、今までの申請で説明いただいているっていうのは、火災のバックフィットの申請の中でっていうことですかね。
0:44:04	はい。関西電力吉田でございます。バックフィットの申請の中で、
0:44:09	説明させていただいている区域区画になります
0:44:15	わかりました。ちょっと自分もすでにいただいている資料は確認させていただいてまた次回確認させていただくと。
0:44:27	規制庁西内ですけど、もうちょっとだけ正確に確認しておく、
0:44:32	いわゆる第3電源を置いている場所って、他の設備とかも置いてあって、その設備のを設置している火災区域区画っていう意味合いで今までの中で説明をいただいている、
0:44:43	今回改めて第3電源を設置する区域区画として説明をいただくってそういうことでおったんですね。
0:44:51	はい。関西電力吉田でございます。第3バッテリーを設置する場所に他のDBSA設備もある、或いは特重施設があると。
0:45:02	いうところで、すでに説明させていただいている場所になってまして、改めて第3バッテリーを設置する区域区画という、そういった目線で、
0:45:15	整理し直したというだけで設計自体変更はないです。
0:45:21	はい。規制庁西内ですわかりましたありがとうございます。
0:45:24	他に規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
0:45:28	はい、じゃあちょっとそのヒアリングはこれで終了にしたいと思います。引き続きよろしく申し上げますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。